

その他誤りの多い項目について

この申告書作成上の留意点に掲載している別表のほか、誤りの多い別表及びそのチェックポイントは以下のとおりとなりますので、確定申告書等の提出前にご確認ください。

中小企業者の
判定等フロー
はこちら



別表番号	別表名	チェックポイント
六(九)	一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける補助金等がある場合、特別控除の対象としている試験研究費の額から控除していますか。 確定申告でこの特別控除の適用を受けていない場合、修正申告・更正の請求によりこの特別控除の適用を受けることはできませんのでご注意ください。
六(十)ほか		中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除をはじめ、中小企業者等のみが適用を受けることができる各租税特別措置（税額控除や特別償却等）について、適用を受けようとする法人が中小企業者等に該当するか確認してください。 なお、中小企業者等のみが適用を受けることができる各租税特別措置に対応する別表及び中小企業者等の判定については、「中小企業者の判定等フロー」（P6～）をご参照ください。
六(十一)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書	「調整対象年度」及び「売上調整年度」に試験研究費の額がない事業年度を含めて、「比較試験研究費の額5」及び「平均売上金額10」の計算をしていますか。 「平均売上金額10」の計算に当たり、売上調整年度数に当期分の1を足して計算していますか。
六(十五)ほか		中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除をはじめ、法人税額の特別控除と特別償却の選択適用が認められている各租税特別措置については、同一の資産に対して法人税額の特別控除と特別償却を重複して適用することはできません。
六(十五)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	本制度の対象となる資産に該当していますか。 本制度の対象となる特定中小企業者等に該当しますか。 また、特定中小企業者等とは、青色申告書を提出する次に掲げる法人をいいます(注)。 ・ 中小企業者(適用除外事業者を除きます。)のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人 ・ 措置法第42条の4第19項第9号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する農業協同組合等 ・ 商店街振興組合 なお、中小企業者の判定及び適用除外事業者については、「中小企業者の判定等フロー」（P6～）をご参照ください。 (注) 令和7年4月1日以後に措置法第42条の6第1項《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に規定する特定機械装置等を取得等する場合、措置法第42条の12の4第1項《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に規定する特定認定を受けた同項に規定する特定事業者等に該当するもののうちその特定認定に係る同項に規定する特定経営力向上計画に一定の減価償却資産が記載されているものを除きます。 確定申告でこの特別控除の適用を受けていない場合、修正申告・更正の請求によりこの特別控除の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

その他誤りの多い項目について

別表番号	別表名	チェックポイント
六(二十四)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	雇用者給与等支給額に役員給与が含まれていませんか。
		前期もこの特別控除の規定の適用を受けている場合、当期の申告書の「比較雇用者給与等支給額5」の金額と前期の申告書の「雇用者給与等支給額4」の金額が一致していないときには、税額控除の計算に誤りがないか確認してください(注)。 (注) 前期の月数と当期の月数が異なる場合や組織再編成があった場合は、税額計算に誤りがなくても不一致となる場合があります。
六(二十四)付表一	給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書	中小企業者等税額控除限度超過額を翌事業年度以後に繰り越す場合に、「翌期繰越税額控除限度超過額の計算」を記載の上、当期の確定申告書に本明細書を添付していますか。
		「(1)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額2」、「(7)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額8」又は「同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額15」は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載していますか。 (1) 当期が令和6年4月1日以後に開始する事業年度である場合 役務の提供の対価として支払を受ける金額を控除した金額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 役務の提供の対価として支払を受ける金額を含めた金額 ただし、当期が同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度である場合において、これらの欄は、役務の提供の対価として支払を受ける金額を控除して計算しても差し支えないこととされています。
九(二)	組合事業等による組合等損失額の損金不算入又は組合等損失超過合計額の損金算入に関する明細書	措置法第67の12第1項《組合事業による損失がある場合の課税の特例》に規定する特定組合員又は特定受益者（一定の場合に該当する特定受益者を除きます。）については、別表九(二)を添付する必要があります。また、組合等損失額がある場合、申告調整が必要となる場合がありますが、別表四において申告調整額を記載する際は、別表四「10」欄又は「21」欄に記載するのではなく、「32」欄に記載しますのでご注意ください（「簡易様式」を使用する場合も「32」欄に記載します）。
十(六)	収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書	同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。
		「収用換地等による譲渡年月日3」は、「公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日2」に記載した日以後6月以内の日付となっていますか。
		「特別控除額の計算20～22」は、収用に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか。
十三(五)	特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	「圧縮限度額28」の金額を算出する際に乗じた割合は適切ですか。 特に、地域再生法第5条第4項第5号イ《地域再生計画の認定》に規定する「集中地域」以外にある所有期間が10年を超える土地等、建物及び構築物の「集中地域」への買換えについて、買換資産が次に掲げる資産に該当する場合にはそれぞれ次に定める割合を乗ずることとなりますので、ご注意ください。 (1) 集中地域（東京23区を除きます。）内にある資産 「75/100」 (2) 東京23区内にある資産（(3)に掲げる資産を除きます。） 「70/100」 (3) 譲渡資産が本店資産に該当する場合における東京23区内にある本店資産 「60/100」 また、東京23区内にある所有期間が10年を超える本店資産について、「集中地域」以外にある本店資産へ買換えをする場合は、「90/100」となります。
		同一の事業年度内に資産を譲渡し、また、買換資産の取得をし、本特例の適用を受けようとする場合、措置法令第39の7第2項《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》に規定する三月期間の末日の翌日から2月以内に本特例の適用を受ける旨等の届出が必要となりますのでご注意ください（令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同日以後に買換資産の取得をする場合が対象となりますが、措置法第65の9《特定の資産を交換した場合の課税の特例》に規定する交換による場合を除きます。）。